

議第82号

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例の一部を改正する条例の制定について

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 5月17日提出

京 都 市 長    門    川    大    作

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例の一部を改正する条例

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例の一部を次のように改正する。

別表第2 京都駅八条口タクシー待機場の項中「中型車又は小型車の」を「市長が定める」に改め、「運賃の適用を受ける」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

京都駅八条口タクシー待機場に入場させることができる旅客自動車を市長が定める車種区分に該当するタクシーとする必要があるので提案する。